

板橋区立高島第三中学校 PTA 規約

令和 8 年 3 月 7 日改定

第一章 総則

第 1 条 この会は板橋区立高島第三中学校 P T A といい、事務所を東京都板橋区高島平四丁目二十二番一号の同校内に置く。

第 2 条 この会は本校生徒の保護者と本校教職員で構成されるものとする。

第二章 目的

第 3 条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭、学校、地域における生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

第三章 役員・会計監査・委員会

第 4 条 この会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名（保護者）
2. 副会長 3 名（保護者 2 名、教職員 1 名）
3. 書 記 3 名（保護者 2 名、教職員 1 名）
4. 会 計 3 名（保護者 2 名、教職員 1 名）
5. 顧 問 1 名（旧会長）

策 5 条 この会に会計監査 1 名若しくは 2 名（保護者）を置く。

第 6 条 役員および会計監査は、前年度に、会員より立候補または候補者を推薦する。候補者が定員に満たない場合、本部役員が選出し、総会の承認を得て決定する。役員候補者および会計監査候補者の選出について、次年度生徒の保護者も含めて選出することができる。

第 7 条 会長は 1 年、他の役員および会計監査の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 8 条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会 長 この会を代表し、会務を処理し、会を招集する。
2. 副会長 会長を補佐し、必要に応じその任務を代行する。
3. 書 記 会務に関する事務を処理する。
4. 会 計 会計に関する事務を処理する。

第 9 条 会計監査は会計を監査し、その結果を総会において報告する。

第 10 条 教職員の役員は学校で決める。

第四章 会議

第 11 条 この会を運営するために次の会を置く。

1. 総 会

- ①全会員をもって構成し、定期総会を年度末に開き、必要に応じて臨時総会を開く。
- ②総会の定足数は、会員の二分の一以上（委任状・表決書を含む）とし、議事は表決書の提出者及び出席者の過半数をもって決める。
- ③臨時総会は必要に応じて会長が召集し、また、会員の五分以上の要請があった場合を開くものとする。

④総会の議決は、定期総会・臨時総会ともに、招集による決議、または書面（議決権行使書）議決（電磁的記録を含む）によるものとする。

2. 役員会 会長が必要に応じて開く。

第12条 会議の任務は次のとおりとする。

1. 総会

決算報告、および予算の審裁と承認、行事の報告と承認、役員および会計監査の承認、規約の変更、その他必要事項の処理をする。

2. 役員会 この会の企画、運営に当たる。

第13条 校長はすべての会議に出席し、協議に参加することができる。

第五章 会計

第14条 この会の経費は、会費と、その他の収入をもってこれにあてる。

第15条 会費は会員一世帯あたり年額2,000円とする。

第16条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 附則

第17条 規約の改正は総会の議決を必要とする。

第18条 この規約を実施するにあたり、必要に応じて、細則を定めることができる。

第七章 個人情報の取り扱い

第19条 個人情報の取り扱い方針は次のとおりとする。

1. この会は、個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、この会において取得・保有する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。
2. この会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、この会において取得・保有する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保有し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知する。
3. この会が取得・保有している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合にはこの会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合もこの会において適切に対応するものとする。

第20条 個人情報の取り扱い方法は次のとおりとする。

この会の活動を推進するために必要とされる、個人情報の取得や利用・管理については個人情報取扱方法を学校に準じ、適正に運用するものとする。

以上